

長崎市地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金交付要綱

平成30年4月2日

告示第161号

改正 平成31年2月28日告示第102号

(目的)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という。）の設立促進を図るため、協議会の設立に伴う準備に必要な経費について、予算の範囲内において、地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）に対し、地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ連絡協議会 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第2号の地域コミュニティ連絡協議会をいう。
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会 協議会を設立するための準備をしている団体で、規約又は会則等を有する団体のことをいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、準備委員会とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、準備委員会が実施する会議、広報、視察等に要する経費とし、その経費区分及び内容については、別表のとおりとする。

(交付金の額及び上限額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費の額とし、その上限額は、1準備委員会に

対し、1年度につき10万円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、事業を実施する年度の2月末日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書及び第2号の収支予算書は、事業計画書兼収支予算書(第1号様式)によるものとする。

3 規則第3条第1項5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 次に掲げる事項を規定した規約又は会則等

ア 名称及び目的

イ 組織構成及び役員に関する事項

(2) 役員名簿

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号から第4号の2までに規定する書類の添付は省略させるものとする。

(事業の変更)

第7条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、事業計画書兼収支予算書において、事業内容に大幅な変更を伴わないと認められる変更又は交付決定金額内における経費配分の変更を行う場合とする。

2 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、規則第6条の交付決定の通知を受けた日以降において、交付申請金額を増額する場合にあっては、市長の承認を受けるべきこととする。

3 規則第5条第3項及び規則第6条の規定は、前項の変更をする場合について準用する。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する別に定める期日は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又はその翌年度の4月30日までのいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支決算書は、事業報告書兼収支決算書（第2号様式）によるものとする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 領収書等の写し

(2) 実施状況や実施結果等が確認できる書類又は写真等

(交付金の交付)

第10条 交付金の交付は、規則第15条ただし書の規定により、概算払により行うものとする。

(関係書類の整備)

第11条 準備委員会は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を整備し、当該事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年2月28日告示第102号）

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

別表（第4条関係） 交付対象経費

経費区分	主な内容
謝礼金	講師等に対する謝礼金等
旅費	視察等に係る交通費の実費
消耗品費	事務用品等
食糧費	会議時の茶代等（懇親会等に係る経費を除く。）
印刷製本費	資料の印刷代等
通信運搬費	切手、はがき等
保険料	まち歩きに係るイベント保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料等
その他	その他、特に市長が必要と認める経費

第1号様式（第6条関係）

事業計画書兼収支予算書

1. 事業計画

事業内容	実施予定時期・回数	備考
その他特記事項		

2. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	内訳
合計		

3. 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	内訳
合計		

第2号様式（第9条関係）

事業報告書兼収支決算書

1. 事業報告

事業内容	実施時期・回数	備考
事業の効果・評価		
その他特記事項		

2. 収入の部

（単位：円）

項目	予算額	決算額	増減額	内訳
合計				

3. 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	増減額	内訳
合計				